

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A012866
	至	平成29年3月31日	法人名	公益財団法人鳥取県文化 振興財団

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人鳥取県文化振興財団		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	この法人は、文化芸術に関する各種の事業を推進することにより、県民文化の育成と振興を図るとともに、県民に広く文化活動の場を提供することにより、自主的な活動を支援し、人と人との交流、地域の活性化を図り、もって心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	鳥取市尚徳町101番地5		
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数 (公益社団法人のみ)	人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

<「利益の繰り入れ割合」を選択して、「自動転記」のボタンをクリックしてください。>

(1) 収支相償

収益事業等から生じた 利益の繰入割合	50%	
	収入の額	費用の額
第2段階の合計	403,684,650円	406,438,955円
収入>費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額÷1欄~3欄の合計額)		65.8%
1.	公益実施費用額	406,438,955円
2.	収益等実施費用額	202,153,669円
3.	管理運営費用額	8,756,081円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた 財産の額	274,438円	うち個人から	200,000円
		うち法人から	74,438円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	25,526,113円
-------------	-------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

## (6)遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	406,438,955円
遊休財産額	94,289,711円

## (7)当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)	1,651,175,101円
1. 公益目的増減差額	45,705,943円
2. 公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	1,605,469,158円

## (8)理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	1,536,000円
(うち、退職手当の額)	0円

## (9)事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。